

「みなとオアシス」登録証を手渡しました(H29.3.3)

小松島港湾・空港整備事務所

国土交通省では、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組みが継続的に行われる施設を「みなとオアシス」として登録してきており、平成15年から現在までに92の施設が登録(H29.2.1 現在)され、地域の活性化に寄与しています。

このみなとオアシスに対しては、近年、急増する訪日クルーズ旅客の受入れや災害支援等の新たなニーズへの対応が期待されるとともに、平成28年5月の港湾法改正において、港湾協力団体の制度が創設される等、関連する制度の整備も進んでいるところです。そこで、「「みなとオアシス」を拠点とした地域活性化検討委員会」を設置してみなとオアシスの機能、運営主体の役割等を改めて検討し、制度の見直しを行い、「みなとオアシス運営要綱」を策定しました。

当該運営要綱は、さる、2月1日に施行され、既存の「みなとオアシス」も改めて、この運営要綱に基づく登録を進めてきました。

小松島市にある「小松島みなとオアシス」については、2月16日付で登録が完了し、3月3日に設置者である小松島市の濱田市長、運営者であるNPO法人 港まちづくりファンタジーハーバーこまつしまの出口理事長の臨席の下、新たな登録証を濱田市長に手渡しました。

今後も、「小松島みなとオアシス」を中心に、「みなと」がより一層地域の発展に資すればと考えています。

○「みなとオアシス」登録証の手交

小松島港湾・空港整備事務所長より市長へ



登録証を中心に記念撮影

